

久喜市教育委員会令和6年12月定例会

開催月日 令和6年12月23日（月曜日）
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時10分

久喜市教育委員会令和6年12月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
- ア 久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申について
 - イ 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について
〔追加項目〕
 - ウ 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）
 - エ 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）
 - オ 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第9号）（案）に係る意見聴取について
 - カ 久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について
 - キ 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
- 第 4 議事
- 議案第57号 久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例について
〔追加項目〕
 - 議案第58号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
- 第 5 その他
- 次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報を含む案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 野 川 和 男
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校施設課長 甲 田 栄 二
学校給食課長 小 林 喜 則
生涯学習課長 小 林 幸 司

教育総務課

係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾

傍聴者 1人

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。

今年も早いもので残り少なくなりました。令和6年は、元旦に能登半島地震が発生するなど、災害の多い年でありました。一方で、アメリカ大リーグではドジャースの大谷翔平選手がメジャー史上初の50ホームラン、50盗塁達成という快挙、またパリオリンピック・パラリンピックでも日本人選手の活躍があった年であります。

教育委員会関係では、全国学校給食甲子園で久喜市の献立が県代表に輝くという大変うれしい話題もございました。市内幼稚園、小・中学校は、明日が2学期終業式、そして3学期の始業式は来年1月8日となります。

それでは、早速であります。始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和6年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案1件、教育長報告2件の審議、報告を予定しておりましたが、議案1件、教育長報告5件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、議案第58号及び教育長報告ウからキの合計6件を本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと思います。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

教育長報告イ、カ及びキ並びに議案第58号につきましては、人事案件でありますことから、議案第57号につきましては、審議・検討等情報を含む案件でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告イ、カ及びキ並びに議案第57号及び議案第58号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長に

おいて指名させていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査にお願いします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和6年11月25日に開催いたしました令和6年11月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからキの7件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申についての報告です。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一） 教育長報告ア、久喜市立小・中学校学区等審議会からの答申についてご説明申し上げます。

教育長報告の1ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、11月の教育委員会定例会でご議決いただきました久喜市立鷺宮小学校等の通学区域についての諮問に対する答申でございます。

初めに、(1)、久喜市立鷺宮小学校の通学区域につきましては、現に休校中の特例措置といたしまして鷺宮小学校に通学していることから、上内小学校廃校後については、鷺宮小学校の通学区域に上内小学校の通学区域を加えた通学区域を鷺宮小学校の通学区域とすることが適当と考えるとの答申をいただいたものでございます。

次に、(2)、(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校の通学区域につきましては、令和4年3月11日に同審議会から義務教育学校の設置に関する答申を行っていることから、この

とおり鷺宮小学校の通学区域に上内小学校の通学区域を加えた後の通学区域とすることが適当と考えるとの答申をいただいたものでございます。

今後は、本答申の内容を踏まえまして、久喜市立小・中学校の通学区域に関する規則の改正に向けて準備を進めてまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告イにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは、一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休 憩

午後 1時35分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

○教育長（柿沼光夫） ここで一旦会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休 憩

午後 1時43分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 次に、ウ、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一） 教育長報告ウ、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分）についてご説明いたします。

教育長追加報告の資料1ページをお開きください。この一部改正条例につきましては、久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、久喜市長及び副市長の給与等に関する条例及び久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例、以上3本の条例につきまして一括して改正するものとなっております。

初めに、改正の内容についてご説明させていただきます。本年の人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告では、期末勤勉手当の年間支給割合を0.1月分引き上げ、年間4.5月分から4.6月分とする勧告が行われ、この勧告に基づき、既に国家公務員の給与改定に係る関連法案が可決成立したところがございます。このことから、久喜市の一般職職員の給与につきましても国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行うこととし、久喜市議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当につきましても同様の改定を行うものでございます。

それでは、教育長に係る改正内容につきましてご説明申し上げます。初めに、第1条につきましては、久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項に規定しております期末手当の12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、現行の2.25月分を2.35月分に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、ただいまの第1条の規定による改定後の令和6年度の期末手当の年間支給割合を変更せずに、令和7年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ2.3月分とし、均等に配分するよう改めるものでございます。

続いて、附則の関係でございます。第1項は、施行期日に関する規定でございますが、この改正条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の支給割合を均等に配分する規定につきましては令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項は適用に関する規定でございます。第1条の支給割合を引き上げる規定につきまして、令和6年12月1日から適用するものでございます。

次に、第3項でございますが、改正前の条例の規定に基づいて既に支給された期末手当につきましては、改正後の条例に基づき支給されることとなる期末手当の内払いとするみなし規定でございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、エ、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子）** 教育長報告エ、久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分）につきましてご説明させていただきます。

令和6年10月17日に埼玉県人事委員会から職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告があり、県の教育職については、これを踏まえ、給与改定及び総合的な見直しによる給与表や勤勉手当の改正を行うことになりました。久喜市任期付市費負担教職員の給与や諸手当の支給については、県の教育職に準じていることから、給与等について県と同様の扱いとするため、久喜市議会令和6年11月定例会議に久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正として、人事課において一括して議案上程されたところでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。教育長追加報告の5ページを御覧ください。第4条が久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正でございます。別表第1の市費負担教職員の給料表につきまして、埼玉県人事委員会から勧告のありました教育職給料表に準拠して改定させていただいております。新旧対照表につきましては、29ページ以降を御覧いただきたいと思います。

次に、附則についてでございます。初めに、22ページ、附則の2でございます。第4条の規定による改正後の別表1、市費負担教職員の給料表の規定につきましては、令和6年4月1日から適用するものでございます。

次に、附則3でございます。第4条の規定による改正前の条例に基づいて支給された給与については、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

以上が概要についてのご報告でございます。よろしくお願いたします。

- 教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎**教育長報告 オ**

- 教育長（柿沼光夫）** 次に、オ、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第9号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一）** 教育長報告オ、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第9号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算案につきましては、久喜市議会令和6年11月定例会議に令和6年

12月20日に提案されたものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育費に係る部分につきまして12月18日付で梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となつてございましたことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算案の内容につきましてご説明させていただきます。お配りしております別冊資料、令和6年度久喜市一般会計補正予算（第9号）を御覧ください。教育費全体の人件費部分の補正についてご説明申し上げます。

本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、先ほど条例改正について教育長報告をさせていただきましたが、教育長の給与のほか、本市の行政職給料表を改める条例改正が久喜市議会令和6年11月定例会議にて議決されたところです。本補正予算案につきましては、この改定を踏まえまして、教育長給与のほか、一般職職員、会計年度任用職員等の人件費の増額補正を行うものでございます。

教育費に係る歳出補正予算につきましては、26ページから33ページに記載しております。特別職給与費、職員給与費及び会計年度任用職員給与費についてそれぞれ増額となっております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告カから議案第58号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは、一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時51分 休 憩

午後 1時51分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

次の教育長報告カ及びキにつきましては、教職員及び事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休 憩

午後 1時53分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 カ

○教育長（柿沼光夫） 次に、カ、久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

◎教育長報告 キ

○教育長（柿沼光夫） 次に、キ、久喜市教育委員会事務局職員の人事についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

〔非公開案件につき省略〕

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 1時56分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第57号

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第57号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第57号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第57号 久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第57号 久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の2ページ及び議案参考資料の1ページ以下を御覧ください。本議案につきましては、令和7年4月30日をもって久喜市立上内小学校を廃校するとともに、令和8年

4月1日に久喜市立鷺宮小学校と久喜市立鷺宮西中学校を統合し、新たに義務教育学校である鷺宮西小中学校を設置するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第1条に本市が設置する学校の種類として義務教育学校を追加し、第2条に義務教育学校の名称及び位置を規定する別表第3を追加するものでございます。また、別表第1から久喜市立鷺宮小学校と久喜市立上内小学校を、別表第2から久喜市立鷺宮西中学校を削除し、別表第3に義務教育学校を規定するものでございます。名称は久喜市立鷺宮西小中学校、位置は久喜市上内1797番地でございます。

次に、附則でございます。初めに、附則第1項、施行期日でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。ただし、久喜市立上内小学校の廃校に関する規定につきましては、令和7年5月1日から施行するものでございます。

次に、附則の第2項以降につきましては、このたびの学校統廃合に伴い、関係する条例について、義務教育学校に係る規定の追加などを行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第57号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 久喜市における初の義務教育学校の開校まであと1年3か月ほどになったわけですが、教育課程の編成等、着々と準備が進んでいると思います。円滑な統合に向けて、現在どのような取組が行われているのか教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○教育施設課長（甲田栄二） 学区等審議会で学区の見直し等を行ったほか、新校設立準備委員会で市民の皆様、区長さんですとかPTAの代表等の方々から、校章、校歌、制服などについて審議してもらっている最中でございます。準備委員会につきましては今年度いっぱいですが、来年度に向けて、備品の購入など細かいところについて、必要に応じて精査しながら粛々と準備を進めてまいりたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 児童生徒の交流について、以前の話の中では、例えば避難訓練を一緒にするとか、そういった話があったと思うのですが、その辺に関してはどうなのでしょう。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在、義務教育学校開校に向けて、両校長が連絡を密に取りながら、一貫した教育を目指して教育課程の検討を進めているところです。ご質問の避難訓練については合同で実施しており、そのほか鷺宮西中学校の職員が鷺宮小学校で授業を行うなど、交流をしながら進めています。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） もう一点伺いたいののですが、先日の太田市立北の杜学園の視察を踏まえてなのですけれども、その中で9年間を一般的な4、3、2ではなくて2、2、3、2

の4つのステージに分けることで、発達段階やステージごとの教育活動のしやすさ、あるいは児童生徒一人一人に目が行き届くことが実現できたというような話がありました。久喜市の義務教育学校では、この在り方についてどのような検討が行われているのか、伺えたらと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在久喜市では4、3、2ということで、今案を示しながら進めているところです。ただ、その4の中でも個別に考える部分が必要かなということも視察で感じたところがございますので、先日の視察を生かしながら、久喜市版の義務教育学校が充実するように進めていきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

諸橋委員。

○委員（諸橋美津子） 新しくできる義務教育学校の特色というのは、何か今から打ち出しているものはあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 来年度から教育課程特例校ということで申請を出しまして、グローバル探究科という新たな学びを鷺宮小学校、鷺宮西中学校で行うべく準備をしているところです。海外と交流を密に取りながら、海外で活躍できる人材を育成することをコンセプトに進めていきたいと考えているところです。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第58号につきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第58号

○教育長（柿沼光夫） 次に、議案第58号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の1ページを御覧ください。

議案第58号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休 憩

午後 2時08分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

これをもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時09分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、令和7年1月21日火曜日午前10時から、会場は鷺宮行政センター3階、庁議室1・2で開催ということをご提案申し上げます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は1月21日火曜日、時間は午前10時から、会場は鷺宮行政センター3階、庁議室1・2とさせていただきます。詳細は追って事務局からお知らせいたします。

午後 2時10分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和6年12月定例会を閉議、閉会といたします。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和7年1月21日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 諸 橋 美津子

委 員 山 中 大 吾